

令和7年度(2025年度)人権法律行政相談受付開始日一覧表

本 庁 27－2730			あずま支所 62－9904		境 支所 74－0084		赤堀支所 62－9790	
月	相談日	受付開始日	相談日	受付開始日	相談日	受付開始日	相談日	受付開始日
4	⑪	4月4日	8	4月1日	15	4月8日	22	4月15日
	⑫	4月18日						
5	②	4月25日	13	5月7日	20	5月13日	27	5月20日
	⑬	5月9日						
6	⑥	5月30日	10	6月3日	17	6月10日	24	6月17日
	⑳	6月13日						
7	④	6月27日	8	7月1日	15	7月8日	22	7月15日
	⑱	7月11日						
8	①	7月25日	12	8月5日	19	8月12日	26	8月19日
	⑮	8月8日						
9	⑤	8月29日	9	9月2日	16	9月9日	30	9月22日
	⑲	9月12日						
10	③	9月26日	14	10月7日	21	10月14日	28	10月21日
	⑰	10月10日						
11	⑦	10月31日	11	11月4日	18	11月11日	25	11月18日
	⑳	11月14日						
12	⑤	11月28日	9	12月2日	16	12月9日	23	12月16日
	⑲	12月12日						
令和8年								
1	⑨	12月26日	13	1月6日	20	1月13日	27	1月20日
	㉓	1月16日						
2	⑥	1月30日	10	2月3日	17	2月10日	24	2月17日
	㉒	2月13日						
3	⑬	3月6日	10	3月3日	17	3月10日	24	3月17日
	㉗	3月19日						

※相談日

本庁(東館5階第1会議室ほか) 第1・3金曜日(4月、1月、3月を除く)

あずま支所(3階打合せ室) 第2火曜日

境支所(1階相談室) 第3火曜日

赤堀支所(2階応接会議室) 第4火曜日(9月を除く)

※相談時間

午後2時～4時(ただし、法律相談は1人20分、人権相談・行政相談は1人1時間まで)

※都合により会場が変更となる場合があります。 ※○印の日は弁護士3人 ※□印の日は弁護士4人

について、長期休暇で受付期間が短くなるため、受付開始日を前倒しとする。

について、休日のため、受付日が1日後倒し

について、休日のため、受付日が1日前倒し